

第十二回国会 衆議院 通商産業委員會議録 第四号

昭和二十六年十一月九日(金曜日)

午後一時二十四分開議

出席委員

委員長 小金 義昭君

理事 高木吉之助君 理事 中村 幸八君

理事 高橋清治郎君 理事 今澄 勇君

阿左美廣治君 今泉 貞雄君

小川 平二君 澁谷雄太郎君

中村 純一君 福田 一君

加藤 錦造君 風早八十二君

出席政府委員

通商産業政務次官 首藤 新八君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

十一月八日

委員柄澤を子君辭任につき、その補欠として中西伊之助君が議長の名で委員に選任された。

十一月九日

電力増強対策確立に関する請願外一件(星島二郎君外一名紹介)(第八五八号)

国内ボーキサイト開発に関する請願(高橋樞六君紹介)(第九〇七号)

東北地区の電力使用制限緩和等に関する請願(庄司一郎君紹介)(第九〇八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

小委員の補欠選任

輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

〇小金委員長 たいだいまより通商産業委員会を開会いたします。

まず委員の変更についてお知らせいたします。昨日、委員柄澤を子君が辭任せられました。中西伊之助君が補欠選任せられました。これに伴つて中西君を、地下資源開発及び合理化に関する小委員並びに工業に関する小委員に補欠選任いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇小金委員長 御異議なしと認めます。それではそのように決定いたします。

〇小金委員長 次は、昨七日日本委員会に付託せられました、輸出信用保険法の一部を改正する法律案について政府当局より提案理由の説明を求めます。首藤政務次官。

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

輸出信用保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「政府が再保険を行うことにより、」を削る。

第二条の見出しを(甲種保険)に改め、同条第二項を削り、第三項を第二項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

第三条の前の見出しを削り、同条中「輸出信用保険」を「政府が再保険

を引き受ける輸出信用保険」に改め、「損害保険」の下に「(以下「甲種保険」という。)」を加える。

第四条第一項中「輸出信用保険」を「甲種保険」に、同条第二項中「輸出信用保険契約」を「甲種保険」に、「その契約」を「甲種保険契約」に、同条第三項中「輸出信用保険契約」を「甲種保険契約」に改める。

第五条中「輸出信用保険」を「甲種保険」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(乙種保険)

第五条の二 政府は、輸出者が、輸出契約に基いて政令で定める貨物を輸出した場合において、左の各号の一に該当する事由によつて当該輸出貨物の代金を回収することができないことにより受ける損失(輸出貨物について生じた損失を除く。)を、補する輸出信用保険(以下「乙種保険」という。)を引き受けることができる。

一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

二 仕向国における戦争、革命又は内乱

三 前三号に掲げるものの外、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約の当事者の責に帰することができないもの

四 輸出契約の相手方の破産

五 輸出契約の相手方の六箇月以上の債務の履行遅滞(輸出者の責に帰することができないものに限る。)

2 政府は、保険契約の申込を承諾したときは、保険証券を作成し、保険契約者に交付する。

3 政府は、一会計年度内に引き受ける乙種保険の保険金額の総額が国会の議決を経た金額をこえない範囲内において、乙種保険を引き受けるものとする。

第五条の三 乙種保険においては、輸出契約に基く輸出貨物の代金(二以上の時期に分割して代金の決済を受けるべきときは、一の時期において決済を受けるべき当該代金の部分。以下同じ。)の額を保険価額とする。

2 乙種保険の保険金額が保険価額に百分の八十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額をこえるときは、そのこえる部分については、保険契約は、無効とする。

第五条の四 乙種保険において政府が、補すべき額は、保険価額のうち第五条の二第一項各号の一に該当する事由により輸出者が決済期(同項第五号に該当する事由によるときは、決済期後六箇月を経過した時。以下同じ。)までに回収することができない代金の額から左の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額

二 決済期後に回収した金額

第五条の五 政府は、乙種保険の保険契約者、被保険者又は保険金を受け取るべき者が保険契約の条項に違反したときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず、又は保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(保険料率)

第五条の六 甲種保険の再保険及び乙種保険の保険料率は、政府の支払う保険金及びこの法律の施行に伴い必要となる政府の事務取扱費を償うように、政令で定める。

第六条第一項中「保険会社は、再保険契約に基いて」を「保険会社又は乙種保険の被保険者若しくは保険金を受け取るべき者は、」に、「第二条第四項」を「第二条第三項又は第五条の五」に、同条第三項中「保険会社」を「保険会社又は乙種保険の被保険者若しくは保険金を受け取るべき者」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

〇首藤政府委員 たいだいま議題となりました輸出信用保険法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を説明いたします。

講和の成立に伴いまして、本邦経済の自立を達成いたさねばなりませんことは、いまさら言をまたないところで

ありますが、輸出貿易の飛躍的振興こそは、その自立達成の基本的要件であります。政府は輸出貿易振興の方策の一環として、最近における東南アジア地域、南米諸国の経済開発の進展に即応し、これらの地域に機械設備等資本財の輸出の促進をはかるため、さきに日本輸出銀行を設立して、長期輸出資金融通の円滑化を期する等の措置を講じて参つたのであります。が、このたび現行輸出信用保険制度を拡充し、資本財輸出取引における信用危険を担保する保険制度を確立することとし、ここに輸出信用保険法の一部を改正する法律案を提出して御審議を仰ぐ次第であります。

現行輸出信用保険法は、昭和二十五年三月三十一日に施行せられ、同年六月より輸出信用保険の引受けを行い、最近における緊迫した国際情勢のもとにありまして、輸出取引に伴う為替制限、戦争等の非常危険に基づく不測の損失を救済し、輸出振興上少からざる効果を収めて参つたのであります。しかしながらさきに述べました資本財の輸出につきましては、輸出貨物の引渡し後、長期にわたつて代金の全部または一部の支払いが延期される特殊決済方式がとられるのが通例でありまして、買手側に資金が乏しく、売込みについて各国間に激甚な競争が行われている現状におきましては、このような特殊決済方式によつて買手側に長期の信用を供与しなければ、東南アジアまたは南米諸国等に対するプラント輸出の促進は実効を期しがたいものがある現状なのであります。このような資本財の輸出後その代金を回収するまでの間における買手の破産、支払い義務遅滞の

ごとき信用危険を保険制度によつて救済しようとするのが本改正法案の趣旨とするところであります。本改正法案において乙種保険として規定いたしましたものがこれでありま

す。なお本改正法案におきまして甲種保険と呼称しておりますところの現行輸出信用保険におきましては、損害保険会社が直接輸出業者と保険契約を締結し、政府がこれを再保険するという方式を採用いたしているのであります。が、新設する乙種保険制度におきましては、買手側の信用調査、保険引受けの可否の審査等を政府が直接責任を持つて行う必要があります関係上、保険契約締結、損失査定等一連の保険業務をすべて政府が直接取扱ふこととしたのであります。

何とぞ御審議の上、御賛成あらんことを切望いたします。

○小金委員長 以上をもつて提案理由の説明は終了しました。

質疑は次会よりこれを許すことといたしました。まして、本日はこの程度にて散会いたしたいと存じます。なお次会は公報をもつてお知らせいたす予定であります。が、大体来週月曜日の午後と御了承願います。

午後一時三十分散会

第十二回国会衆議院通商産業委員会
議録第二号中正誤

頁 段 行 誤 正
一 三 三 (京都府与 (京都府與
謝郡 謝郡